

株式分割に関する基準日設定公告

平成26年7月30日

株主各位

東京都港区港南一丁目6番34号
オイレス工業株式会社
代表取締役社長 岡山 俊雄

当社は、平成26年7月29日開催の取締役会において、平成26年10月1日（水曜日）付をもって当社普通株式1株を1.2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成26年9月30日（火曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、当社発行株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成26年10月1日（水曜日）付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更し、138,240,000株から153,200,000株といたしますので、お知らせいたします。

以上

~~~~~

### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成26年11月中旬にお届出住所宛てにお送りする予定です。
2. 平成26年10月1日（水曜日）付をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。  
特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社  
連絡先 〒168-8507  
東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
フリーダイヤル 0120-288-324